

取扱職種の範囲等の明示

求人者・求職者のみなさまへ

株式会社ラッドブル 代表取締役 里村 佳高
厚生労働大臣許可 有料職業紹介事業 27-ユ-305302

当社は、職業安定法第32条の13および職業安定法施行規則第24条の5に基づき、次のとおり明示します。

1. 取り扱うべき職種の範囲その他の業務の範囲

当社の取扱職種の範囲等は、国内における全職種です。

※ ただし、職業安定法第32条の11により、**港湾運送業務および建設業務に就く職業**については、法律上、職業紹介を行うことができません。ここでいう「港湾運送業務に就く職業」「建設業務に就く職業」とは、**港湾における荷役等の作業、または土木・建築等の作業に直接従事する職業**をいいます。これらの業界に属する企業の経営幹部・管理部門等の職業は、この制限の対象ではありません。

2. 手数料に関する事項

【求職者から徴収する手数料】

手数料は一切申し受けません。ご相談、求人のご紹介、面接の調整、入社まで、費用は一切かかりません。

【求人者から徴収する手数料】

当社が求人者から徴収する手数料は、下表の届出制手数料に定める**範囲内で個別に合意した金額**とし、利用申込書または契約書等にて取り交わした金額となります。

届出制手数料にかかる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円 手数料負担者は なし とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介する職業紹介サービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% 手数料負担者は 求人者 とします。

※ 上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

3. 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者から苦情の申出があった場合は、誠意をもって迅速かつ適切に対応します。当社は、公共職業安定所その他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ対応します。

苦情処理の責任者：職業紹介責任者 里村 佳高

連絡先：06-4400-9633（受付時間：平日 9:00～18:00 土日祝・年末年始を除く）

〒530-0012 大阪市北区芝田2丁目8番11号 共栄ビル3階301-F号室

4. 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

(1) 求人者の情報

- 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。
- 求人者情報の取扱者：職業紹介責任者 里村 佳高

(2) 求職者の個人情報

- 個人情報の取扱者：職業紹介責任者 里村 佳高
- 当社は、求職者の個人情報を「個人情報適正管理規程」に基づき適正に取り扱い、業務の目的の達成に必要な範囲内で収集、保管および使用します。

- 本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があり、その内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。
- 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う従業者に対し、年1回以上の教育・指導を実施します。また、5年に1回以上、職業紹介責任者講習を受講します。
- 求人企業への求職者情報の提供は、あらかじめご本人の同意を得たうえで、必要な範囲に限って行います。この提供は、当社が利用する求人情報データベース等の外部サービス（募集情報等提供事業者を含みます）、または当社が業務提携する他の職業紹介事業者を経由して行う場合があります。この場合、当該サービスを提供する事業者または業務提携先も、その範囲で求職者情報を取り扱うことになります。経由先の具体的な名称は、個別のご推薦の際にお示しし、あらためてご同意をいただきます。

詳細は[プライバシーポリシー](#)をご覧ください。

5. 返戻金制度に関する事項

当社は、次の返戻金制度を設けています。

入社に至らなかった場合

入社に至らなかった場合、紹介手数料は発生しません。既に受領している場合は全額返還します。ただし、契約に定める直接採用等の違反がある場合を除きます。

早期に退職・解雇となった場合

当社の紹介により就職した方が、専ら自己の都合により退職し、または自己の責めに帰すべき事由により解雇された場合、求人者からのお申し出により、当社が受領した紹介手数料の一部を次のとおり返戻します。

退職または解雇の時期	返戻する額
入社日から1か月以内	紹介手数料の80%
入社日から1か月超～3か月以内	紹介手数料の50%
入社日から3か月超～6か月以内	紹介手数料の10%

- 入社日（または業務を開始した日のうち、いずれか早い日）を起算日とします。
- 求人者は、退職または解雇の事実を知った日から1か月以内に、当社へご通知ください。
- 会社都合による解雇、経営上の理由による退職、その他求人者の責めに帰すべき事由による場合は、返戻の対象となりません。
- 期間の定めのある雇用契約で、契約期間が6か月以内の場合は適用しません。
- なお、求人者と当社との契約において、上記と異なる定めをする場合があります。

6. その他

当社の業務は、すべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されます。ご不明な点は、上記の連絡先までお問い合わせください。

あわせて[業務の運営に関する規程](#)をご覧ください。

令和8年7月1日

株式会社ラッドブル 代表取締役 里村 佳高